

# 常任委員会の報告

## 総務委員会

6月定例会で付託された議案7件について報告する。

**◆先決処分について(市長等の給料の額の特例に関する条例の一部改正)**

**問** この条例を先決処分しない場合、どんな問題が起きるのか。

**答** 市長は一期目が終わった段階で一旦退職をして、翌日から二期目に就任するという解釈になる。4月で条例が無効になると5月分から市長の給与を減額する根拠がなくなり満額支給となる。仮に減額を続けると、場合により公職選挙法の寄付行為に該当する可能性がある、今回の処置とした。

○承認

**◆工事請負契約の締結について**

- ・荒川中学校舎大規模改造工事
  - ・影森小体育館改築工事
  - ・久那小体育館改築工事
  - ・尾田蒔小体育館改築工事
- 以上4件の工事請負契約の締結について一括で審査した。

**問** 議案書の配布時に、この4件は詳細な記載が無く、後日差し替えとなった理由を説明願いたい。

**答** 一般競争入札のため、告示を行い、業者の参加資格申請を審査し、入札、開札の順になる。建設業法では、適正な見積期間を設定するため、見積額も多額で、十分

な見積期間を設定したため、開札日が5月24日となり遅れてしまった。十分注意をする。

**問** 荒中学校舎大規模改造工事では高藤・有隣JV(共同企業体)が無効となったが、その理由は。

**答** 本工事の入札の参加資格要件に、建設業法で定める監理技術者を専任で配置しなければならぬとしており、同企業体については今回4件ある入札案件に対し、監理技術者を1名しか配置できないという申請であった。この企業体が、先に開札した影小体育館工事を落札したため無効となった。

**問** 高橋・丸稲JVが同時に2件の工事を受注しているが、工事の進捗に影響はないのか。

**答** このJVが施工することになる荒中学校舎改造工事と尾田蒔小体育館改築工事については、解体工事等もあり着工時間が異なるために問題ないと考えている。

**◆市税条例の一部改正(地方税法改正に伴い延滞金の割合等改正)**

**◆25年度一般会計補正予算(第2回)**

○以上6件は原案のとおり可決



耐震補強の改造工事が決まった荒川中学校校舎

## 建設委員会

6月定例会で付託された議案3件について報告する。

**◆市道の認定について**

**問** 認定する道路に接続する市道中央269号線および270号線は、車両の通行が不可能であるが市道認定についての判断は。

**答** 接続する路線は狭隘であるが、市道認定基準では、起点、終点が国道、県道、市道に接続していることが基準となっている。

**◆25年度一般会計補正予算(第2回)**

**問** 道路側溝整備工事の高篠37号線の発注、工事期間、完成はいつごろか。

**答** 今議会終了後、現地調査をし、できるだけ早い時期に発注する。

**◆25年度水道事業会計補正予算(第1回)**

**問** 別所71号線は、工事関係の予算が提出されていないが、道路の関係は来年の事業で、その前に水道の工事をすることなのか。

**答** 水道、下水道の工事を先行し、その後、道路の工事に入る。

**問** 品沢の県道皆野荒川線配水管布設替工事は、道路拡幅がある関係の工事か。

**答** 県の道路工事の進捗状況にあわせて、水道管を埋設していく。○以上3件は原案のとおり可決



別所71号線・水道工事の現地調査の様子

# 常任委員会の報告

## 生活産業委員会

6月定例会で付託された議案2件について報告する。

### ◆25年度一般会計補正予算(第2回)

**問** バイオマス資源の安定供給とスマートグリッドの形成との計画を立案し、実行することによってどのような効果が想定されるのか。

**答** 現在行っている木質バイオマス発電、太陽光発電、そして今年度予定しているBDF発電等の再生可能エネルギーを組み合わせ、その電気を元気村周辺の塚越地区に送電し、スマートグリッドを構築することが可能か調査を行う。また、現在は電気事業法の規制があり事業の実施が難しい状況だが、この規制を緩和する特区を提案できるとかを含めて検討していきたい。

**問** 12か所の農業用ため池の一斉点検業務委託について、その基準と定義は。

**答** 農業用ため池であること。農業受益面積が2ヘクタール以上あること。下流域に住宅等の主要道路があること。

### ◆25年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

○以上2件は原案のとおり可決

## 文教福祉委員会

6月定例会で付託された議案2件・請願1件について報告する。

### ◆ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

**問** 今回の改正で自己負担金がなくなるということだが、受給者全員が自己負担金を払っていたのか。

**答** 自己負担金は住民税の課税世帯の方が対象で、通院では月1000円、入院では1日1200円支払っていた。今回の条例改正により、その負担金の支払いがなくなるものであり、そのために必要な費用は160万円くらいと想定している。

### ◆4月以降にすでに受診された方はどうなるのか。

**答** 4月に受診された分は6月に請求がきて、その時点で課税世帯かどうか確認し、課税世帯に対しては、支払うべき金額から自己負担金を差引いた額を支払っていた。そのため、4月に受診された方への支払は、6月以降のレセプト点検後の支払いとなり十分間に合うので、手続き上は今回の議会で可決していただければ問題ない。

### ◆25年度一般会計補正予算(第2回)

○以上2件は原案のとおり可決

### 〈請願〉

◆義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める請願

○採択

# 特別委員会の報告

## 市役所本庁舎及び市民会館建替え調査特別委員会

本委員会に付託されている市役所本庁舎及び市民会館等建替え調査、研究について報告する。

去る、3月22日、4月26日、5月16日に本委員会にて「秩父市役所本庁舎等建設基本構想」の再確認および、「秩父市役所本庁舎等基本設計」について協議した。

5月16日の委員会の中では、市役所本庁舎等建設推進室及び建築住宅課より、秩父市役所本庁舎等建設基本設計についての経過と基本設計の概要の説明があった。

説明を受けた後、委員から次のような質問があった。

**問** 東日本大震災により市役所本庁舎及び市民会館が被災をして建替えに至っている。基本設計では新庁舎等の防災・防災拠点に対してどのように考えているのか。

**答** 秩父市役所本庁舎等基本設計では、新庁舎及び市民会館の本体構造は免震構造ではなく耐震構造であり、災害拠点施設となるため耐震構造のランクをI類とし、建設基準法で定めている一般建物の1.5倍の強度を

持つ構造にするように考えている。災害発生時には、災害対策本部の設置により、建物および敷地全体が災害対策活動の拠点となるように設計を進めている。インフラ面では、特に給排水設備の面で、武甲山伏流水を活用し、水源の多様化をはかり、水源の確保をする。

○本委員会としては、今後、実施設計の段階において、新庁舎および市民会館が防災拠点として迅速に機能する設計等が進められているか等について、継続して協議していくことを確認した。



市役所本庁舎等建設工事 基本設計概要